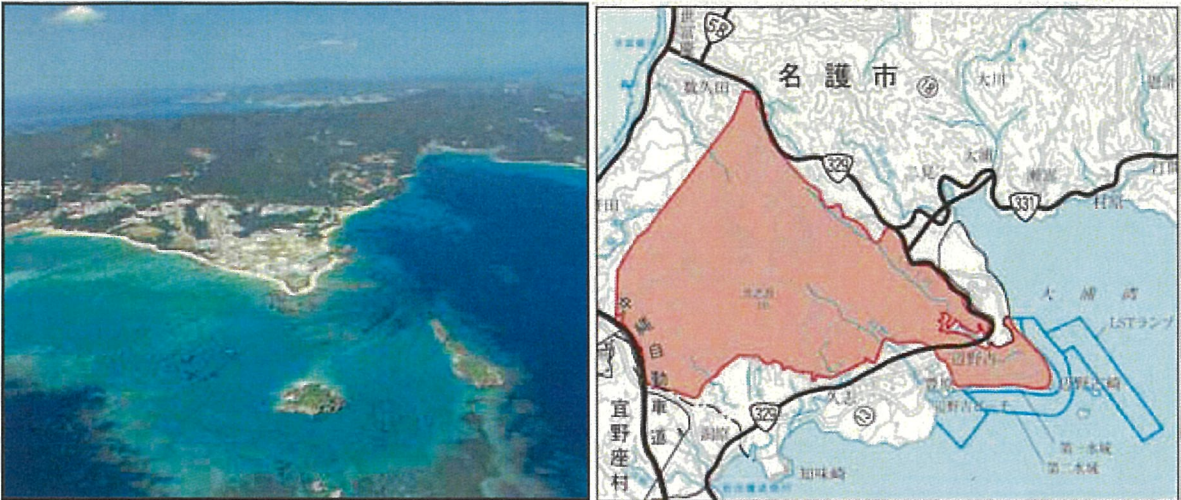


(3) FAC6009 キャンプ・シュワブ (Camp Schwab)



ア 施設の概要

(ア) 所在地：名護市（字豊原、字辺野古、字久志、字許田、字数久田、字世富慶）
 国頭郡宜野座村（字松田）

(イ) 面積：20,626千㎡

単位：千㎡

市町村名	国有地	県有地	市町村有地	私有地	計
名護市	173	1,946	13,048	5,261	20,427
宜野座村	108	20	71	—	199
合計	281	1,966	13,119	5,261	20,626

(ウ) 地主数：694名

(エ) 年間賃借料：29億1千万円

(オ) 主要建物及び工作物

- 建物：管理棟、隊舎、司令部等、食堂、劇場、体育館、医療建物、宿舍、各種工場、倉庫、管理事務所、消防舎、訓練用建物、郵便局、ポンプ室、発電機室、警衛所ほか
- 工作物：消火設備、着陸帯、貯油槽、貯水槽、射撃場、給油所、保安柵、上下水道、駐車場、汚水処理施設、橋、砂防ダム、受変電設備、ボート小屋ほか

(カ) 基地従業員：245名（MLC 162名、IHA 83名）

イ 使用状況

(ア) 米軍部隊名

- 管理部隊名：海兵隊キャンプ・バトラー基地司令部
- 使用部隊名：第3海兵遠征軍第3海兵師団（第4海兵連隊、戦闘強襲大隊及び第3偵察大隊）、その他（陸軍、海軍及び空軍がレンジ等を使用）

(イ) 使用主目的及び使用条件（5. 15メモ等より）

- 使用主目的：宿舍、管理事務所及び訓練場
- 使用条件：
 - a 1952年12月17日の第32回合同委員会で承認された「陸上訓練区域への立入り、賠償責任、警戒通告」に関する合同委員会合意を適用する。
 - b 本施設・区域内においては実弾射撃が認められる。合衆国軍隊が使用する兵器は、水陸両用師団に編成上通常割り当てられる兵器の一般的範疇に入るものである。射撃は、指定された野外射撃場地区で行われる。実弾又は不活性弾はこの施設・区域内に航空機から投下又は発射されない。
 - c 使用時間
 - (a) 第1水域、第2水域、キャンプ・シュワブLSTランプ、下水管及び空域については常時使用。

(b) 第3水域については、1日24時間で月平均10日。ただし、年間120日を超えないものとする。

(c) 辺野古ビーチについては必要に応じて毎日。

d 用途

(a) 第1水域は、陸上施設の保安のため使用される。

(b) 第2及び第3水域並びに辺野古ビーチは、水陸両用訓練のために使用される。実弾射撃は実施しない。信号目的のため及び合衆国軍隊の移動のコントロールのため信号弾を使用することができる。訓練のために水陸両用部隊が通常装備しているあらゆる兵器の空砲射撃が認められる。水中爆破は認められない。

(c) キャンプ・シュワブのLSTランプは、水陸両用訓練のため使用される。海に向かって500メートルを超えて実弾射撃は実施しない。水中爆破は認められない。

(d) 下水管区域は、下水処理のため使用される。

(e) 空域は、計器訓練及び水陸両用訓練に使用する。

e 通告の方法

(a) 現地合衆国当局は、第3水域を使用する場合は原則としてその15日前に現地防衛局に通告する。予測し難い事情がある場合は、遅くとも使用の7日前までに事前通告を行う。

(b) 辺野古ビーチを使用する際は、その都度通告される。通告の方法は現地段階で調整する。

f 制限の内容

(a) 第1水域は、合衆国軍隊の排他的使用のため常時制限される。

(b) 第2水域は、合衆国軍隊の排他的使用のため制限される。ただし、網漁によらない小規模漁業は、使用期間中において合衆国軍隊の活動を妨げない限り許される。

(c) 第3水域内で、日本政府は船舶の停泊、係留、投錨、潜水及びサルベージ並びにその他の継続的活動を許可しない。合衆国政府は、使用期間中において合衆国軍隊の活動を妨げない限り、漁業を制限しない。

(d) キャンプ・シュワブLSTランプ内で、日本政府は、潜水、サルベージ又はその他の継続的活動を許可しない。合衆国政府は、合衆国軍隊の使用を妨げない限り、航行又は漁業（網漁を除く）を制限しない。

(e) 辺野古ビーチ内で、日本政府は、使用期間中において網漁を認めない。合衆国政府は、漁業及び航行が使用期間中において合衆国軍隊の活動を妨げない限り、それ以外のいかなる制限も課さない。

(f) 下水管区域内で、日本政府は、船舶の停泊、投錨、破壊、建設若しくはこれに類する全ての継続的な使用を許可しない。合衆国政府は、この水域内での漁業及び海産物の採取を制限しない。

g その他

合衆国政府は、本施設・区域と海の間出入のため辺野古川の使用を認められる。この川に對しいかなる損害も与えないようあらゆる予防措置を講じる。

○その他：

上記のほか、合衆国軍は、本施設及び区域を復帰前と同じように使用するが、必要があれば、合同委員会において使用条件の検討を行うこと、並びに本施設及び区域の境界内にあるが提供されていない貯水池は、同貯水池の管理者（沖縄県）との調整を終え次第、地位協定第2条第4項（b）の適用がある施設及び区域として提供されることなどが合意されている。

また、平成26年6月20日の日米合同委員会において、陸上施設及び普天間飛行場代替施設の建設に係る区域の保安並びに水陸両用訓練に使用するため、水域約5,618,000平方メートルの使用条件を変更し、普天間飛行場代替施設の工事完了まで、常時立入りが禁止される臨時制限区域とするとともに、同水域を沖縄防衛局が共同使用することが合意されている。

(ウ) 施設の現状及び任務

キャンプ・シュワブは、兵舎地区と訓練場地区からなり、中部訓練地域（Central Training Area）と呼ばれる大きな演習場の、おおむね県道71号線より北の部分であり、より南は、キャンプ・ハンセンに属する。また、キャンプ・シュワブには、LST（戦車揚陸艦）の揚陸用ランプ（斜面）と、水陸両用車が強襲揚陸演習を実施できる海兵演習場が付属しており、そのための訓練海域がある。

訓練場地区は、一般演習が行われる第4訓練場、実弾演習が行われるライフル・レンジ、レンジ11、12、13及び14、シュワブ着弾地区などからなる。演習場の中央に位置する久志岳の麓がシュワブ着弾地区であり、その中に第3廃弾処理場がある。なお、この第3廃弾処理場では、陸上自衛隊も共同使用により不発弾処理を行っている。

また、訓練場地区のほぼ真中を連絡道路が通っていて、県道71号線を横切ってキャンプ・ハンセン内連絡道路に通じている。

同施設では、81ミリ迫撃砲、60ミリ迫撃砲、機関銃、小銃ピストル等による実弾射撃訓練、ヘリコプターの訓練、水陸両用訓練、一般訓練、廃弾処理等が行われている。

現在、辺野古崎地区及びこれに隣接する水域において、政府は、普天間飛行場代替施設の建設を進めている。

また、同訓練場内には、沖縄県の管理する一般県道71号線（使用面積約1ヘクタール、使用開始昭47.5.15）、沖縄県森林資源研究センターの実験地（約1.3平方キロメートル）があるほか、県企業局の導水管が本施設の訓練場地区東部の地下を通っている。

(エ) 共同使用の状況

a 地位協定第2条第4項(a)：共同使用

共同使用者	使用目的	面積	使用開始年月日
○沖縄電力株式会社	電力施設用地	0千㎡	昭47.5.15
	送電線路用地	45千㎡	昭55.10.23
○名護市	水道施設用地	2千㎡	昭47.5.15
	農業用ダム及び進入路用地	49千㎡	昭61.5.1
	導水管及び河川用地	4千㎡	平3.1.10
	農業用水ダム施設用地	155千㎡	平7.12.20
○陸上自衛隊	産業用ダム用地	20千㎡	平27.8.6
	不発弾処理施設用地	7,077千㎡	昭50.12.4
計 3名	8件	7,352千㎡	

b 地位協定第2条第4項(b)：なし

(オ) 沿革

昭和31年11月16日	「キャンプ・シュワブ」として使用開始。
昭和32年7月1日	「キャンプ・シュワブ訓練場」として追加使用開始。
昭和34年7月1日	「キャンプ・シュワブLST係留施設」として追加使用開始。
昭和46年6月30日	沖縄返還協定了解覚書C表により訓練区域の一部約1,043,000㎡を返還。
昭和47年5月15日	3施設が統合され「キャンプ・シュワブ」として提供開始。
昭和50年5月19日	沖縄自動車道用地として土地約70,000㎡を返還。
昭和51年7月8日	第16回日米安全保障協議委員会で、一部用地の無条件（国道329号沿い）及び一部用地の条件付き（辺野古川付近進入路部分）返還を合意。
昭和52年1月27日	訓練場として、辺野古地先の民有地100㎡と工作物（囲障）を追加提供。
昭和52年5月19日	付属施設として、工作物（車両ゲートと表示板6個）を追加提供。
昭和54年3月28日	事故対策として、M85機関銃用射角制御装置を設置。
昭和55年9月20日	事故対策として、M2（50口径機関銃）用射角制御装置をレンジ10に設置。
昭和56年3月26日	隊舎等として、建物4,323㎡と工作物（舗床等）を追加提供（那覇空軍・海軍補助施設等の返還に伴う代替施設）。
昭和56年3月31日	事故対策として、着弾地にバックストップを設置。
昭和57年6月1日	在沖米軍は、第5回三者協の席上、読谷村上空で行われていたヘリコプターによる兵員宙づり訓練について、今後キャンプ・シュワブとその水域上空で実施し、民間上空では行わないと言明。
昭和58年1月31日	国道329号沿い及び辺野古付近進入路部分の土地約180,000㎡を返還（第16回安保協合意の部分）。
昭和58年10月31日	水域の一部（松田慶武留川付近）約18,900㎡を返還。
昭和58年11月1日	汚染処理施設等として、建物約180㎡と工作物（囲障等）を追加提供。
昭和59年2月16日	道路等として、建物約40㎡と工作物（舗床等）を追加提供。
昭和59年10月5日	宿舎として、建物約5,700㎡と工作物（水道等）を追加提供。
昭和59年11月29日	宿舎として、建物約5,900㎡と工作物（舗床等）を追加提供。
昭和60年7月	消火用貯水池が完成。
昭和60年9月10日	倉庫等として、建物約5,200㎡と工作物（舗床等）を追加提供。
昭和61年10月2日	隊舎として、建物約11,000㎡と工作物（水道等）を追加提供。
昭和61年10月31日	辺野古漁港用水域として水域の一部（豊原付近、第5区域内）約45,000㎡を返還。
昭和62年2月5日	防火施設等として、工作物（池井等）を追加提供。
昭和62年11月27日	電話交換所として、建物110㎡と工作物（水道等）を追加提供。

第8章 基地の概要

平成元年2月8日	隊舎等として、建物2,500㎡と工作物（水道等）を追加提供。
平成2年6月19日	日米合同委員会において、一部土地（国道329号沿いの土地（第16回安保協了承部分））の返還について、日米双方で所要の調整・手続を進めることを確認。
平成2年6月30日	国道329号拡幅用地として、土地（辺野古付近）約18,000㎡を返還。
平成2年11月30日	国道329号改良工事のため、一部用地約930㎡を返還。
平成2年秋	第3軽装甲歩兵大隊がカリフォルニア州29パームスに、1個両用攻撃中隊が米本土に移駐。また、第1無限軌道車大隊の戦車中隊が解隊、同大隊は第1装甲攻撃隊に名称変更。
平成3年5月31日	国道329号拡幅用地（辺野古付近）約1,800㎡を返還。
平成3年9月12日	土砂流出防止用ダム等として、工作物（土留等）を追加提供。
平成4年5月14日	倉庫として、建物約2,800㎡と工作物（舗床等）を追加提供。
平成4年9月24日	保安柵として、工作物（囲障）を追加提供。
平成4年秋	第1装甲攻撃大隊を再編、名称を戦闘支援群に変更。
平成5年3月31日	国道329号拡幅用地（辺野古付近）約5,100㎡を返還。
平成5年9月27日	隊舎として、建物約17,000㎡と工作物（舗床等）を追加提供。
平成6年11月25日	隊舎として、建物約6,700㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成7年6月1日	隊舎として、建物約11,000㎡と工作物（囲障等）を追加提供。
平成8年4月30日	水域約131,000㎡を返還。
平成8年9月30日	旧植樹祭候補地約149,000㎡（辺野古付近：県有地）を返還。
平成10年3月26日	隊舎等として、建物約10,000㎡と工作物（囲障等）を追加提供。
平成11年7月15日	診療所等として、建物約2,500㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成13年3月31日	沖縄電力の変電所変圧器の収納庫建設用地として、国道329号沿いの土地約520㎡を返還。
〃	辺野古漁協による海岸保全整備のため、水域約32,000㎡を返還。
平成14年2月7日	工場等として、建物約830㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成14年12月12日	更衣棟等として、建物約750㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成15年3月26日	食堂等として、建物約5,200㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成16年2月9日	厚生施設等として、建物約3,400㎡と工作物（水道等）を追加提供。
平成17年2月28日	国道329号用地（線形変更）として、土地約1,000㎡を返還。
平成17年11月10日	管理棟等として、建物約2,300㎡と工作物（水道等）を追加提供。
平成18年2月3日	保安施設として、工作物（諸標）を追加提供。
平成18年7月14日	諸作業装置等として、工作物（諸作業装置等）を追加提供。
平成19年3月29日	倉庫等として、建物約3,700㎡と工作物（囲障等）を追加提供。
平成19年10月31日	管理棟等として、建物約2,600㎡と工作物（水道等）を追加提供。
平成22年11月10日	下士官宿舎等として、建物約24,000㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成25年7月16日	下士官宿舎等として、建物約13,000㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成26年7月1日	陸上施設及び普天間飛行場代替施設の建設に係る区域の保安並びに水陸両用訓練に使用するため、水域約5,618,000㎡の使用条件を変更し、臨時制限区域とするともに、同水域を沖縄防衛局が普天間飛行場代替施設の工事完了まで共同使用することとされる。
平成26年8月29日	管理棟等として、建物約760㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成27年4月24日	訓練棟等として、建物約40㎡と工作物（門等）を追加提供。
平成27年8月21日	訓練施設等として、工作物（雑工作物等）を追加提供。
平成29年11月29日	駐車場として、工作物（囲障等）を追加提供。

ウ 周辺状況等

（ア）地域との関わり

キャンプ・シュワブの所在する名護市の面積は約210.90平方キロメートル、平成27年10月1日現在の人口は61,674人である。名護市にはほかに八重岳通信所、辺野古弾薬庫、キャンプ・ハンセンが所在し、市面積に占める米軍基地の割合は、10.8パーセントとなっている。

宜野座村の面積は約31.30平方キロメートル、平成27年10月1日現在の人口は5,597人である。なお、同村には、キャンプ・シュワブのほかキャンプ・ハンセンが所在し、村面積に占める米軍基地の割合は、50.7パーセントとなっている。

同施設の訓練区域一帯は、沖縄本島有数の森林地帯となっており、水源かん養林等の機能を果た

している。

(イ) 施設及びその周辺における復帰後の事件・事故

キャンプ・シュワブにおいて、使用される主要火器50口径重機関銃の最大射程距離が6.7キロメートルであるのに対し、訓練区域の東西の長さが約6.3キロメートル、南北の長さが3.6キロメートルと小規模である。

昭和50年代には、機関銃弾等が、周囲の住宅、学校等民間地域に被弾する事故が度々発生した。そのため、昭和54年4月にM85機関銃用射角制御装置が設置されたほか、昭和55年の第2回三者協において、跳弾防止対策として那覇防衛施設局がバックストップや射角制御装置を設置することが確認され、その後、昭和56年3月以降に105ミリ戦車砲用バックストップやM2機関銃弾用跳弾防止装置が設置された。

しかし、現地レベルで改善できる事項には限度があり、県は昭和60年以降、米国政府に直接要請するなど、日米両政府に対し実弾演習の廃止を要請している。

なお、県は、平成14年7月に発生した名護市数久田区のパイン畑へのM2重機関銃からの被弾事故を受け、キャンプ・シュワブ演習場レンジ10におけるM2重機関銃の実弾射撃訓練の廃止を日米両政府に要請したが、米軍は、射角制御装置の設置により安全対策が施されたとして、原因究明がなされぬまま、平成15年2月21日に同訓練を再開した。

また、キャンプ・シュワブでは、訓練区域や廃弾処理施設において、復帰後、平成29年12月までに原野火災が90件発生している。シュワブ訓練区域の火災防止対策については、三者協において協議を重ね、消火用貯水池が設置されている。しかし、着弾区域内の不発弾について、爆発物処理部隊が月1回の定期処理と射撃後3日目に処理するものとされているものの、実状は、着弾地区内の不発弾が障害となり、防火帯の建設が困難なため、消防車が乗り付けて初期消火にあたることができず、演習中、1機のヘリコプターを普天間飛行場に常時待機させる等の消火体制をとっている。

(キャンプ・シュワブ及びその周辺における復帰後の主な事件・事故等)

- | | |
|-------------|---|
| 昭和48年2月26日 | 宜野座村城原区から2kmの山中に敷設された導水管が、海兵隊の演習の際切断され、約36時間にわたり断水。 |
| 昭和50年4月1日 | 廃弾処理に伴う爆風、振動によって、名護市久辺地域で器物が落下。地域住民が負傷。 |
| 昭和50年6月 | 施設の汚水沈殿槽が機能せず、海域約260m先まで敷設されているコンクリート溝からし尿等が海域へ排出、大浦湾及び辺野古崎周辺の刺網等の漁具に被害を及ぼした。 |
| 昭和52年10月1日 | キャンプ・シュワブに隣接する名護市管理の辺野古浄水場に米兵が侵入し、爆竹を用いて薬品注入パイプを損壊。事件後、侵入防止策としてフェンスが設置された。 |
| 昭和52年11月26日 | 廃弾処理場入口付近の民間地域にあるゴミ捨て場に化学薬品が不法投棄され、雨で流れ出し、名護市豊原一帯の川や水たまりが緑色に汚染された。 |
| 昭和53年4月22日 | 名護市数久田区の住民地域から約350m離れた海岸で、演習の際に着弾地から跳弾した訓練用曳光弾が発見された。 |
| 昭和53年12月29日 | 名護市許田区の民家、畑、道路等に、演習中の海兵隊の水陸両用車から数十発の機関銃弾が打ち込まれた。訓練の実施に関する規定の運用に判断の誤りがあり、水陸両用車の機銃射角が誤って設定されたことが原因。 |
| 昭和54年5月30日 | 宜野座村の民家の豚舎近くの電柱の側に、米軍の照明弾が落下。 |
| 昭和54年6月22日 | キャンプ・シュワブから普天間飛行場向け飛行中の同飛行場所属CH-46中型輸送ヘリコプターが名護市豊原の畑に不時着（作物の植付けなし）。 |
| 昭和54年8月2日 | 米軍の軽機関銃によるとみられる弾丸が、名護市の養豚畜舎の小型アルミ製水槽に打ち込まれた。 |
| 昭和55年3月5日 | 宜野座村の民家の庭先に、パラシュート付き信号筒が落下。 |
| 昭和57年11月26日 | 午前11時から午後1時にかけて実施された海兵隊による軍事演習で、ハリアー機、攻撃ヘリ、水陸両用戦車及び模擬爆弾が使用され、小中学校の授業が中断されるなど騒音被害が発生。 |
| 昭和58年2月3日 | キャンプ・シュワブ水域を使用した上陸演習の際、海兵隊のA-4スカイホーク機やCH-53ヘリコプターが辺野古や久志の住宅地域上空を低空飛行し、爆音で学校の授業が中断。 |
| 昭和58年3月5日 | 普天間飛行場所属のCH-53ヘリコプターが点検のため名護市豊原の原野に不時着。 |

第8章 基地の概要

- 昭和58年9月21日 海兵隊輸送大隊所属のトレーラーが、M60戦車を積んでキャンプ・シュワブから那覇港湾施設向け走行中、宜野座村松田の国道329号の急カーブにおいてガードレールを破損し、戦車がずり落ちて民家のひさし、屋根瓦等を破損。
- 昭和59年5月16日 金武ブルー・ビーチ訓練場からキャンプ・シュワブへ向かう途中の水陸両用車が通常のコースからはずれ、宜野座村漢那沖のリーフで珊瑚礁の一部を破損。
- 昭和59年5月18日 演習場内で訓練中のM60A I型戦車から発射されたM85重機関銃弾が、名護市許田の農道で停車中のダンプトラックに命中し、ラジエター、クーラー、フロントパネルを損傷。
- 昭和59年10月31日 普天間飛行場所属のCH-53Dヘリコプターが、キャンプ・シュワブから北部訓練場へ飛行中、その後部ドアが名護市天仁屋のきび畑に落下。
- 昭和62年10月27日 国道58号を恩納村から名護市向け走行中のタクシーの右フェンダーに、50mm口径機関銃弾が命中。10月30日には、同国道の許田北方2kmの地点で、同種の銃弾が発見された。いずれもレンジ10からの被弾の可能性があったため、海兵隊は同レンジでの50mm口径射撃訓練の中止を決定。
- 平成2年1月10日 キャンプ・シュワブ所属の5tトラックが、約22kgの弾薬を積載したセミトレーラーを牽引して中部訓練場に行く途中、名護市辺野古の国道329号で滑走し、ガードレールを越えて民家のブロック塀に突っ込み横転。
- 平成2年11月29日 厚木飛行場から飛び立った第7艦隊所属のSF-2Hヘリコプターが那覇の北東46kmの海上に墜落。
- 平成4年5月21日 キャンプ・シュワブ演習場で、米軍による戦車道拡張工事が進められていることが確認された。
- 平成5年9月28日 安部区にある離れ島（通称：オール島）に米軍ヘリが離発着。
- 平成6年5月12日 ゲートで米軍トレーラーがバランスを崩してパンク、国道329号をふさぐ形で停車し数時間にわたり交通規制が行われた。
- 平成6年11月16日 キャンプ・シュワブ内で、普天間基地所属のUH-1輸送連絡ヘリコプターが通常訓練中に着陸に失敗して墜落。米兵1名死亡、4名重軽傷。
- 平成6年12月5日 第7艦隊、第3海兵隊遠征軍及び第18航空団の3軍合同演習が実施され、演習が実施された民間地域では米軍戦闘機による爆音、特に地域の小中学校では授業が中断する等の被害が報告された。
- 平成6年12月15日 米軍の大型貨物自動車（トラック）がキャンプ・シュワブ基地へ向け進行中、ギアチェンジの際に車輪がロック状態となり横滑りを起こし、歩道横の電柱をなぎ倒し、3m下の土手に転落。
- 平成8年10月2日 午後8時55分頃、普天間基地所属のCH-46ヘリコプターが名護市嘉陽小学校前の海岸に不時着。
- 平成8年12月16日 キャンプ・シュワブ水域において、米軍水陸両用車2台が上陸訓練中に機械系統が故障し、沈没。乗組員は、全員救助された。
- 平成9年6月19日 午前9時45分頃から午後10時30分頃まで、米軍ヘリコプター2機が大浦湾上空を旋回飛行し、地域住民に騒音被害を与えた。
- 平成10年8月13日 名護市のキャンプ・シュワブ沖の大浦訓練区域で、パラシュート訓練に参加していた隊員が事故により死亡。
- 平成12年4月27日 在沖海兵隊の水陸両用車6台がキャンプ・シュワブから宜野座村潟原までの移動の際、提供水域外の共同漁場に進出し、サンゴ礁等を損壊。
- 平成14年2月8日 キャンプ・シュワブ沖海底から、米軍の空砲模擬弾17個、空砲銃弾16箱が発見された。
- 平成14年4月7日 宜野座村松田において、米軍の水陸両用車2台が訓練移動中に民間道に進入。
- 平成14年7月23日 名護市数久田区のパイン畑で、キャンプ・シュワブ内のレンジ10から発射されたと思われる50口径M2重機関銃の弾丸が発見された。
- 平成14年8月2日 普天間基地所属のCH-53Eヘリコプターが、3発中の1発のエンジントラブルにより、宜野座村松田の海岸に不時着。
- 平成14年10月29日 キャンプ・シュワブ内モータープール（車両整備場）の油分離槽から約35ガロンの油が流出（施設外への流出はなし）。
- 平成15年4月17日 キャンプ・シュワブ水域内で、水陸両用車が沈没。
- 平成17年6月6日 キャンプ・シュワブからキャンプ・ハンセンへ移動中の水陸両用車14台のうち3台に機械トラブルが発生、支援の2台を含め計5台が、旧宜野座ビーチ

- (施設外)に上陸。その後、水陸両用車が潟原進入路からキャンプ・ハンセンへ入る際、沖縄自動車道上の高架橋を損壊。
- 平成17年6月9日 水陸両用車1台が辺野古漁港の沖合に水没。同車両は、7月15日に引き上げられた。
- 平成18年5月22日 海兵隊のボート4隻が、制限水域外の宜野座漁港から漢那漁港にかけてのリーフ内にあるモズク養殖場の上を、2回にわたり航行した。
- 平成20年8月15日 キャンプ・シュワブ内モータープール(車両整備場)で、軍用車両数台が燃えた。
- 平成21年3月24日 キャンプ・シュワブ内で、不発弾処理の準備を行っている際に爆発が起き、海兵隊員1名が死亡、2名が負傷した。
- 平成21年4月17日 キャンプ・シュワブ内で、油圧オイル0.5ガロン(約1.8ℓ)が流出した。排水溝に流れ出たものと思われ、排水溝に油膜マット及び油分離シートを設置。
- 平成22年1月9日 米軍車両2台が、キャンプ・シュワブと道の駅間を往復中に観光バスと接触事故を起こした。
- 平成22年3月23日 キャンプ・シュワブ沖合いにおいて、水陸両用車がエンジントラブルにより航行不能となり、他の水陸両用車に曳航されて、キャンプ・シュワブ内に戻った。
- 平成24年8月11日 米軍の水陸両用車が潟原進入路からキャンプ・ハンセンへの移動で国道を横断した際に縁石に乗り上げて通過し、縁石の一部を傷つけた。
- 平成28年12月13日 普天間基地所属のMV-22オスプレイが、名護市東海岸の沖合に墜落し、乗員5名のうち2名が負傷した。
- 平成29年3月31日 キャンプ・シュワブに隣接する名護市管理の辺野古ダム取水塔付近に、訓練中の米海兵隊が侵入した。
- 平成29年4月13日 平成29年3月31日の事案に対して、名護市が申入れを行う旨、米軍に伝えていたにもかかわらず、名護市管理の辺野古ダム取水塔付近に訓練中の米海兵隊が侵入した。

エ 返還計画・跡地利用計画

(ア) 返還計画

なし。

(イ) 跡地利用計画

策定されていない。